

告示

埼玉県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

監事 中村 清作 埼玉県越谷市大字弥十郎七百四十番地

二 退任

職名 氏名 住所

監事 川島 二六 埼玉県越谷市大字大道二百五十八番地